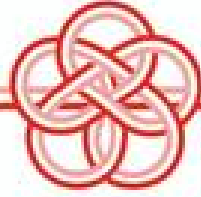


定住促進重点地区で新婚生活を迎える方へ

結婚お祝い・新生活支援として **最大30万円** を補助します！



定住促進重点地区で新生活をスタートされる新婚世帯の方に、住宅の取得や引っ越しにかかる費用等、新婚生活の初期費用を補助します。

対象となる新婚世帯

【今年度、入籍された世帯で】

- ①婚姻日に夫婦共に年齢が39歳以下かつ世帯所得500万円未満
(奨学金を返還している世帯は奨学金の年間返済額を世帯の所得から控除した額が500万円未満である場合)
- ②必要講座を受講していること
 - ・ライフデザイン支援講座
 - ・プレコンセプションケアに関する講座
 - ・医療機関への妊娠・出席に係る相談
 - ・共家事・子育て講座
- ③申請申請日に夫婦ともに定住促進地区で住民登録し、定住意思があること

【対象地区】

畑、日置、後川、雲部、福住、村雲、大芋、西紀北

対象費用

- ①住宅の取得費用
- ②住宅のリフォーム費用
- ③住宅の賃貸借費用
- ④引越費用

必要書類

- ①補助金交付申請書(様式第1号)
→市HPまたは創造都市課に様式があります。
- ②婚姻届受理証明書または戸籍謄本の写し
- ③夫婦の住民票
- ④夫婦の所得証明書
- ⑤講座等の領収書の写し、又は講座等の受講を証するもの
- ⑥住まいに関する書類(4月以降のもの)
 - ・賃貸住宅にお住まいの方……………契約書・支払いを証する書類の写し
 - ・引っ越しされた方……………支払いを証する書類の写し
 - ・住宅を購入された方……………契約書・支払いを証する書類の写し
 - ・住宅をリフォームされた方……………契約書・支払いを証する書類の写し
- ⑦住宅手当等支給証明書

②③④の書類は、マイナンバーカードによるコンビニ交付または市民課・税務課(本庁1階)で取得できます

<該当の方のみ>

- ①貸与型奨学金を返済中の方……………奨学金の返済額を証する書類の写し

<お問い合わせ>

丹波篠山市 創造都市課(本庁3階33番窓口)

TEL:079-552-5796 MAIL:sozotoshi_div@city.sasayama.hyogo.jp

丹波篠山市結婚お祝い新生活支援事業補助金

